

## 本部役員候補者の選出のお願い

広島大学教職員組合  
執行委員長 吉田 修

新学期を迎え、あわただしい日々を送られていることと思います。

お忙しいところを恐縮ですが、2015年度の本部役員候補者につきまして、以下の各支部におかれましては各々の候補者を選出していただき、5月25日（月）までに書記局宛にご連絡下さいますよう、お願い致します。（5月執行委員会が5月26日開催のため、5月25日を締切日としておりますことをご了承下さい。）

教育学研究科支部	執行委員長 1名
生物生産学部支部	副執行委員長 1名、及び、監査委員（契約職員） 1名
附属東雲支部	副執行委員長 1名
工学研究科支部	書記長 1名
文学研究科支部	書記次長 1名
組合本部（専従書記）	書記次長 1名
社会科学研究科支部	経理部長（執行委員） 1名
理学部支部	執行委員 1名
総合科学部支部	執行委員 1名
霞支部	執行委員 1名
附属中・高支部	執行委員 1名
附属三原支部	監査委員 1名
附属福山支部	監査委員 1名
（以上合計、執行委員会メンバー11名、監査委員3名）	

（補足）四役会議（委員長、副委員長、書記長、書記次長）及び執行委員会は、原則として毎月1回開催で、場所は東広島事務所または霞事務所での参加が可能です。また、執行委員会メンバーとしてのその他の主たる職務は団体交渉への出席ぐらいになります。

<参考：\_\_\_\_\_部分にご注意下さい。>

### ●組合規約細則

第12条(役員を選出) 規約第17条の組合役員の候補者は、各支部より選出する。ただし、書記次長の候補者のうち1名は、常勤組合職員から選出する。

第13条(新役員の選出) 各支部長は、各支部において、前条に定める組合役員候補者を毎年5月末日までに、支部長、大会代議員および支部連絡会議員を6月末日までに選出し、委員長に報告する。ただし、規約第17条第1号から第6号までの組合役員は、その任期中、支部長等支部役員または大会代議員を兼ねることはできない。

### ●組合規約

第17条(組合役員) この組合に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 執行委員長 1名
- (2) 副執行委員長 2名
- (3) 書記長 1名
- (4) 書記次長 2名
- (5) 経理部長 1名
- (6) 執行委員 若干名
- (7) 監査委員 3名

以 上